那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和4年10月13日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小泉 周司 副委員長 冨山 豪

委員關 守委員 木野 広宣

委員 萩谷 俊行 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 横山 明子

書 記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

環境課長 綿引 稔 環境課長補佐 荻津 厚緒

会議事件

- (1) 太陽光発電施設の那珂市内の状況について
 - ・・・担当課より説明あり

開会(午前10時00分)

委員長皆さん、おはようございます。

本日、総務生活常任委員会で太陽光発電に関する勉強会ということでこの時間を設けさせていただきました。

これまで何回かお話を伺ってきた中で、やはり那珂市の現状を知るべきだろうということで、執行部のほうも大変お忙しい中を資料づくり等していただいたわけですけれども、その分、我々もしっかりと議論をしまして、有意義な時間にしていきたいと思いますので、どうか各委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは、ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生 活常任委員会を開会いたします。

本日は環境課に出席をいただいております。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

これより議事に入ります。

太陽光発電施設の那珂市内の状況についてを議題といたします。

これまで、総務生活常任委員会では今年の調査事項を太陽光発電設置に関する条例の制定を執行部に提言すべきかを調査を行ってきたところでございます。7月26日に茨城県環境政策課の方を講師に迎えまして、県のガイドラインについて説明をいただきました。それを受けて、9月の総務常任委員会において、次は執行部から話を聞こうということになりまして、今回このような場を設けさせていただきました。そのとき、いろいろと委員からも事前に質問をということで、その辺のところも執行部に渡してありますので、その辺りの説明を含めまして、本日は環境課のほうにご説明をいただくということになっております。

それでは、まず概要等について、出席された職員を紹介いただいてからご説明をお願い いたします。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いいたします。 着座にて失礼いたします。

それでは、太陽光発電施設、那珂市内の状況についてご説明申し上げます。

前回は、先ほど委員長のほうから説明ございましたとおり、7月26日に県の環境政策 課のほうから太陽光発電施設の適正な設置、管理に関するガイドライン等についてご説 明がございました。今回につきましては、環境課から市内の状況についてご説明させて いただきます。

初めに、那珂市の太陽光発電施設件数をご覧ください。資料が4番です。

こちらにつきましては、太陽光発電施設を設置するに当たって、設置者から提出していただく事業概要書を受付した件数でございます。10月11日現在、291件の提出がございまして、地区、年度、出力キロワット別に件数を表示してございます。出力10キロワット未満につきましては、ほぼ住宅屋根上に設置をする太陽光パネルで、手続不要でありますため計上してございません。

那珂市は、平成28年度が最初でございまして、平成の終わり頃から件数が増えてきた 状況でございます。

地区別では、芳野地区が98件、続いて五台地区が78件と、ほかの地区より件数が多いというのが見られます。

出力キロワット別では、10から50キロワット未満が最も多くなっておりますが、これにつきましては、理由といたしまして、50キロワット以上のものと比べて管理コストがかからないということで、保安規定などの届出が不要といったところにございます。管理コストの低さから50キロワット未満の設備は全国でも累計認定量、導入量ともに投資用の太陽光発電の約95%を占める状況となっているとの統計もございます。

環境課では、このような設置状況に関しまして、トラブル等もございましたので、資料、 どのようなトラブルがあったかをご覧ください。

委員長 資料は6でよろしいですかね。

環境課長 箇条書きではございますが、平成28年度から現在まで掲載させていただきました。 毎年のように太陽光発電施設の敷地内の除草をしてほしいなどございますが、この件数 全てに関しまして設置事業者等に指導いたしまして、解消しております。

また、太陽光に絡んだ問合せについて、昨年度の状況のみではございますが、農政課や 土木課にも多数の問合せがございました。

では、お話のみとさせていただきます。

続きまして、太陽光発電施設が設置されるまでの各種手続でございます。

資料につきましては、手続フローをご覧ください。資料につきましては、資料5になります。

概略を掲載してございます。

事業者が太陽光発電施設を設置するまでには、設置の検討から電力供給開始まで様々な 作業や手続がございます。

最初に、経済産業省からの事業計画認定に当たって申請をいたしますが、あらかじめ電力会社から接続についての同意を得ることになっております。電力会社との接続契約、 経済産業省からの事業計画の認定を受けて、初めて市へ相談されます。

相談につきましては、設置場所が農地の場合、農地転用の許可が必要となるため、農業委員会で協議していただいております。環境課におきましては、そういった他法令も関係してくるといったことでございますため、事前協議といたしまして、県のガイドライン、市の要綱についてご説明申し上げ、ご理解いただいた上で事業概要書を作成し、提出していただき、確認します。チェックリストによりまして書類等確認終われば工事、工事完了次第、工事完了報告書を提出していただくという流れになってございます。

県のガイドラインにつきましては、太陽光発電施設の設置がもたらす状況を詳細に把握した上で、事業者に対して事業計画の段階から施工、施設設置後撤去、廃棄に至るまで、市町村や地元関係者の理解を得ながら事業を進めていくことを求めておりまして、政策的に考慮すべき事項はほぼ書き込まれているものとなっておりますため、設置後の廃棄の問題や先ほどのトラブルといった問題につきましては、このガイドラインに記載されております設置するのに適当でないエリア、施設の適正な設置、施設設置後の適正な維持管理等を基に指導することができまして、さらには参考資料といたしまして関係法令も掲載されてございますため、そういった法令等を把握、認識して活用すれば今後トラブル対処とトラブルの回避ができるものと考えてございます。

市の要綱につきましても、県のガイドラインを運用するに当たりまして必要な事項を定め、生活環境への配慮と自然環境の保護及び地域の理解促進を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とするとしておりますので、事前説明や事前協議といった条文に基づきまして説明、協議を行っているところでございます。

県のガイドラインや市の要綱では違反者に対しまして罰則を科すことはできませんが、

法令によりまして、電気事業法などを用いますと出力50キロワット以上の太陽光発電施設につきましては電気事業法上発電用の電気工作物、発電所となりますので、自家用電気工作物になります。この自家用電気工作物を設置する者は、経済産業省で定める技術基準に適合するように電気工作物を維持する義務や保安規定を経済産業省へ届け出る義務、電気主任技術者を選出して届け出る義務などといった義務が発生いたします。

一方、出力50キロワット未満の太陽光発電施設につきましては、電気事業法では小出力発電設備となりますので、一般用電気工作物となります。一般用電気工作物のため経済産業省への届出等の手続は不要でございますが、経済産業省で定める技術基準に適合させる義務がございます。これについて、経済産業省では、技術基準に適合していないことが判明した場合は、所有者の方には自主的に補修等を行っていただく。さらに、補修等を行わないまま稼働を継続した場合、電気事業法に基づく技術基準適合命令を発令いたしまして、その事実を公表。また、技術基準に適合していない場合には、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、FIT法になりますが、それにおける認定が取り消されることもあると注意喚起してございます。これによりまして、関係法令等で事業者が遵守していると考えております。

市内の状況等につきましては以上でございます。

- 委員長 ありがとうございました。資料に基づいて今ご説明をいただいたところでございます。 それから、以前に、前回9月の総務生活常任委員会の中で、執行部に聞きたいこととい うことで何点か委員から質問が出ておりました。事前にこちらのほうも執行部に上げて おりますので、こちらについてご回答をまずいただければと思いますので、よろしくお 願いいたします。
- 環境課長補佐 それでは、事前にいただいた質問の中で、先ほどの説明の中でも幾つか回答している部分ございますので、その部分を省いた形で回答させていただきます。

1つ目の、まず条例をつくって罰則等を設けるとなると一定の個人を制限することになるので、市への訴訟のリスクなどを知りたいということについて、お答えいたします。

それにつきましては、やはり罰則という部分もございますし、個人の方への営業を制限するという形になりますので、リスクはあるかと思われます。訴訟について、ちょっと検索を全国してみたんですが、個人が市に対して訴訟を起こしているというケースはまだ見受けられておりません。事業者が市を訴えるというのはあるのですが、個人からというものは見つかっておりません。

続きまして、3つ目、設置する場所のセットバックなどの問題はどうなっているのかということについてなんですけれども、フェンスを設置されて通れなくなっていると、確かにそういったケースが何件か聞いております。

まず、セットバックについてなんですが、セットバックというのは建築基準法上の建築 物に対してセットバックをするということでございまして、太陽光発電施設に関しまし ては建築基準法上のものに該当しないということでありますので、敷地目いっぱいにフェンスを張っているという実態でございます。ですが、農地の中に設置してあるとか、 農地の近くに設置してあるという場合には、今相談とか苦情を聞いているのは、農耕車が通れなくなってしまっているというような話が何件か聞いておりまして、それに対して、こちらで業者のほうに話をしまして、再度地元の方と調整していただくようなことを対応しております。

4つ目は、ちょっと説明させていただいた、設置場所については先ほど説明させていただきましたので、その次の今後太陽光発電の計画があるものがあれば教えていただきたいということでございますが、昨年度申請がありました茨城女子短期大学、それからふれあいセンターごだいの間、短期大学の東側、ふれあいセンターごだいの西側の間に林がございまして、そこを、林を伐採して大きな、大規模なソーラーパネルを設置する計画がございます。

あとは、残り3つは先ほど説明申し上げて、資料のほう提出してあるので、そちらのほうで、こちらの回答は省略させていただきたいと思います。

以上です。

環境課長それでは、私のほうから。

廃棄における問題点で、内部積立てで廃棄がちゃんと実現できるようになっているのか ということで、条例などで規制していかなければならないのかというご質問がございま した。

廃棄の内部積立てに関しましては、今年の7月から太陽光発電事業者に対しまして原則源泉徴収的な外部積立てを求める制度が始まってございます。太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度についてでございます。対象につきましては、10キロワット以上の太陽光発電のものです。方式につきましては、先ほど申し上げたように、原則源泉徴収的な外部積立てという形と、金額につきましては、資源エネルギー庁から、時期につきましても調達期間または交付期間の終了前10年間ということで、それにつきましても時機到来したものから順次積立てが開始されるということでございました。

内部積立てということでございますが、内部積立てにつきましては、50キロワット以上の高圧発電所だけが対象でございます。その上で、定められた積立基準額よりも高い金額を積み立てる必要がございまして、その金額は申請後に減らすことはできないとなってございました。また、定期的に金融機関などの監査が必須条件でございますため、未実施も不可能となってございます。もし条件をクリアできなかった場合、すぐに外部積立てへと移行されますということで、こちらにつきましては大きな太陽光発電事業者といいますか、省庁のほうで認定された事業者しか内部積立てというのができないわけでございますが、今後とも、この会社であれば大丈夫だろうと、簡単に言えばいったところで、そのものだけが内部積立てというのが認められるわけなんですけれども、それ

につきましてもこういった監査とか必須条件のものをクリアできなければ即外部積立て へということでございますので、外部積立てといったのは、有無を言わさず、先ほど言ったように、源泉徴収的な、売電価格から積立金額を差し引いて積立てしていくといった方向に変わるということでございますので、内部積立てができなくなった業者につきましても、そういった強制的に外部積立てへという形で変更していきますので、それにつきましては規制というか、その積立制度、7月から始まりました改正再エネ特措法の下で決まっているものでございますので、そちらのほうで実現できるような形となってございます。

続きまして、美作市という、岡山県でございますが、そこで太陽光パネル税という動きがあるというところで、こちらにつきましてもというお話がございました。こちらにつきましては、太陽光パネル税新設、岡山県美作市ということで、インターネット等引きますといろいろお話が出ているところでございます。岡山県の美作市に関しましては、昨年、令和3年12月21日に美作市事業用発電パネル税条例をここに公布するということで決まったわけでございますが、総務省のほうからストップがかかりまして、今のところ再協議要請という形が出てございますので、これにつきましては、国のエネルギー施策に反しないか等いろいろ協議するよう総務省が要請したということでございますので、これにつきましては、太陽光パネル面積1平方メートル当たり50円を課すということで、原則10キロワット以上、平置きされた設備が対象ということでございましたが、これにつきましては今のところ総務省からストップがかかっているということで、実現までには至っていないという情報を得ておりますので、その旨ご報告させていただきます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。今ご説明いただいたのに加えまして、農政課から資料が2 点出ております。こちらは森林伐採によるもので、資料2ですね、大字ごとの伐採面積 というものと、資料3で太陽光関係の林地開発、1~クタール以上ということでいただいておりますので、おのおの確認いただければと思います。それから、今1件、7番が追加になっております。令和3年度の太陽光絡みの問合せについてということで、農政課、それから関係がある土木課ですかね、の資料が来ております。農政課、土木課ともに多数の問合せにつき件数不明ということで、結構あるのかなというところですが、こちらも併せてご確認をいただいて、その上で、今ご説明していただいた内容等も含めて、皆様からご意見、それからご質問をいただきたいと思います。今追加になった資料もありますので、ちょっとゆっくりと見ていただきながら、質問、意見等ありましたらおのおのお願いしたいと思いますが、皆さん確認していただいている間に私からまず一つ。

先ほどの資料で、大分、令和4年は太陽光設置の状況、件数も少ないように見受けられます。いろいろな、太陽光発電に絡んで国の補助等も変わってきているというふうに思いますが、この辺り、今後増えていく見込みなのか、それともある程度もう落ち着いて

きている状況なのか、その辺り、状況的に市のほうはどういうふうに捉えられているか、 もし分かればというか、持っているところの意見がありましたらお願いしたいんですけ れども。

環境課長補佐 お答えします。

件数は大分減ってきていて、増えていくことはないのかなというふうに判断しております。また、法改正があって買取りの金額が高くなるようなことがあれば増えることがあるのかもしれないんですが、現状大分安くなっておりますので、申請というか、書類の提出もかなり少なくなっております。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 今の委員長からの質問に関連はしているんですけれども、資料4のほうで、実際も う平成28年から太陽光が設置されているということですけれども、年月が経っています ので、現在の状況などの確認はされているんでしょうか。

環境課長補佐 お答えします。

特に、苦情があったところなどについては見に行くことがございますが、そうでないと ころは見に行ってはいません。

- 木野委員 苦情があったところは見に行くということですけれども、結構見ると除草の件が多くて、除草のところは必ず見に行くんでしょうけれども、それ以外に関してクレームがあったときに、全部が全部行かれているということですか。
- 環境課長補佐 そうです。全部見に行っています。通報内容を確認して、業者に伝えるにして も現場を見ないと分からないところがたくさんありますので、必ず見ています。
- 木野委員 除草の件ですけれども、指導されて改善はされているんですか。
- 環境課長補佐 すぐにやっていただける場合もありますが、あとは計画的に、もう少しでやる つもりだったというところもありますけれども、必ずやっていただいています。
- 委員長 今の絡みで、例えばそういう苦情があって、対応していただけないようなところとい うのは今のところないという認識でよろしいですか。
- 環境課長補佐 そうですね、連絡が取れないところも時々あるのですが、それで時間かかる場合がありますけれども、必ず連絡を、連絡先を見つけて連絡を取って対応してございます。
- 副委員長 管理者が不在になっちゃうとか管理者が誰か分からないというケースは、本市の中で、結構件数あるんで、そういうのはないですか、まだ。
- 環境課長補佐 今のところはありません。
- 君嶋委員 今の副委員長からの質問の関連ですけれども、その管理者が今のところはないという話ですけれども、今後管理者がもしいなくなるというか、名義というか、みんな、私もこの間見てきたんですけれども、看板が上がっていて、何か問題があったらこちらへ連絡くださいという会社名はありますけれども、それでやっと事業の事業者名がみんな

ばらばらな名前が載っていて、携帯電話なんですよね。そうすると、携帯電話なんかいつ解約されるか分からないし、その事業者がいつ変わって、どこに誰が名義が変わっているかというのまできちんと役所のほうとか市のほうに報告があればいいですけれども、なかったら最後はどこに連絡していいか分からなくなる分があると思うんですよね。その辺はどう対応を考えているのか伺いたいです。

- 環境課長補佐 確かにおっしゃるとおり、そういったケースを想像しております。そのときには、通常ですと経営者とか事業者が変わる場合には事前に通知が来て、事業の変更届という中で新しい会社名と連絡先と全部ついているものの書類が来るんですが、それでなくても、それでない場合で変わってしまうということになると何らか、元の事業者のところへ連絡してといった形で追跡できる限りのことをする方法しかちょっとないのかなと思っております。
- 君嶋委員 追跡できればいいですけれども、もうそういう会社が完全に消滅、なくなった場合はもう本当に設置した場所の廃棄物、廃棄するときだっていろんな問題、トラブル等が出てくると思うんですよね。場所によってはもう本当に単管パイプみたいなもので建てて、これの耐久性が本当に20年もつのかなというのはちょっと不安に思うときがありますから、その場所だって、水なんかもたまっているような場所に太陽光パネルをもう設置しているところもあります。そういうときに、本来それがきちんとした維持管理をされていればいいですけれども、ほとんどされていなかったら、本当にこれからそういうトラブルどんどん増えてくると思うんで、きちんとした対応、あとは事業者に対してのペナルティーとか何かをきちんとつくっていかないと、申請がありました、いいですよじゃなくて、そこはある程度の線を引いてもいい時期じゃないかなと私は思いますけれども、どう考えていますか、お伺いします。
- 環境課長 不安等結構、今後に関してはあるという形はございますが、やはり売電している以上、売電先、電力を売っているわけですから、そこに誰が売っているかというのがはっきりと分かると思われます。それは廃棄する直前まで売電されているわけですから、廃棄に関しましても途中に関しましても売電者という形で検索をしまして、そこから割り出すという形で発見していき、何かあったときにはそこに指導という形にできるものと考えております。
- 君嶋委員 きちんとそこは、追及できるものは追及していただいていかないと、廃棄物ばかりが増えてきちゃう場合も考えられますから、あとはその工事内容についても厳しく、やはりある程度決まりをつけてやるべきかなと思いますよね。コストを削減しながら、業者さんは幾ら、安くやりたいのは業者さんであって、やはり今後の持続、もてるように、何年、20年間本当にこれが維持できるかというものはきちんと、そういう保証がないわけだから、その辺もきちんとチェックはしていただきたいと思います。

委員長 そのほか。

關委員 トラブルのところの表を見ているんですけれども、一番最初の平成28年、説明がなく設置され始めているという、これはその後解消はしているんだろうと思いますけれども、そのほかに、最近はそういう例はあるんでしょうかないんでしょうか。ちょっとあり得ないと思うんですけれどもね、これ。

環境課長補佐 お答えします。

最近ですと、提出しているお手元の令和4年度、本年度の部分で真ん中に五台地区で同じようにありました。それに関しましては業者のほうに話をしまして、説明会を再度やるようにということで、ほかの、先ほど委員のほうから質問があった28年もそうなんですが、改めて、後からでも説明をして和解しているという状況でございます。令和4年に関しては、まだ継続で話をしているという状況でございます。

關委員 後ほど説明会が開催される、されたんでしょうけれども、そういうときには市のほう からも説明会には出席するんですか。

環境課長補佐 お答えします。

出席はしておりません。

關委員 なるべくそういうところへもちょっと顔を出して状況を確認すべきだと思うんですけれども。それと、うちの地区にも何か所か設置されているところがあるんですが、結構、地権者以外の方からの苦情的なことが結構多いんですよね。例えば、周りの、森林の地区であれば周りの木が倒れちゃって、パネルにね、補償問題になるといけないから一緒に、その工事をする際に自分ところの土地の木を伐採してほしいだとか、そういったいろんな問合せ、苦情がその都度起こってくると思うんですけれども、そのときにもそういう苦情に対して処置したのかどうかの現場確認なんていうのは、市のほうではケースがあるんでしょうか。

環境課長補佐 お答えします。

事業者と地権者間の、おっしゃったように、工事をするときに併せて伐採してほしいというお話が市のほうに上がってきていれば配慮はできるんですが、市に上がってこない場合ですとちょっと知り得ない部分になりますのでなかなか、分からなかったという後日の話になってしまうことがございます。

- 關委員 確かにそうだと思うんですが、例えば条例をつくる際に、条例の中にそういう詳細に わたっての決まり事とか現場確認であるとか、そういうのも入れるべきだと思うんです けれども、市のほうでは、今県内17市町村が条例をつくっていると言いましたけれども、 その条例なんかをチェック、どういうものが条例の中に含まれているかというチェック は今現在されているんですか。
- 環境課長 全てに関しては詳細にはちょっと把握し切れていないところもありますけれども、 隣接市町村、例えばこの辺では常陸太田市と東海村が条例をつくっておるわけですけれ ども、そちらにつきまして、お話伺いながら、条例をつくって変わったところとかいう

形等のお話はいただいたりしておりますので、どういった形でつくっているのかというのが、県内17市町村、トータルでいろんなところでこういうものをつくっているという、茨城県の報告の中にもございますが、そういった条例もこんな内容だというのが書いてございますので、そういった内容は把握しながら見ているような形でございます。やはり、罰則とか今おっしゃられました苦情の対処とか、そういった形につきまして、どういう形になったとかというお話も割とございますが、県のガイドラインと、那珂市も要綱はつくっておりますので、先ほども申し上げましたが、県のガイドライン、各市町村で条例をつくってしまうと県のガイドライン、これにつきましてはもう使用しないと、各市町村の条例に基づいてやるという形になってございますので、私どもはまだ条例をつくっていないという形でございますので、県の指導も含めながら、ガイドライン、また市の要綱に沿ってやっていくといった形を取っているところでございます。

關委員 ありがとうございます。

最後にちょっと税収についてお聞きしたいんですけれども、素人で全く分からないんですが、太陽光を設置される事業者が発生すると、できた暁に税収としてはどういうものがあるんですか。

- 環境課長 こちらにつきましては税務課のほうになると思われますが、固定資産税がかかってくるということでございます。こちらにつきましては償却資産として固定資産税を計算するケースが一般的でございまして、太陽光発電設備の法定耐用年数は17年ということで、減価償却率は0.127ということで決まっておるというお話もございましたので、例をお伺いしたところ、例えば取得価格が600万円であれば、初年度の課税標準額につきましては561万6,000円という形になりまして、初年度の固定資産税額は7万8,624円ですというような、課税標準額から標準税率1.4%を掛けて償却資産という形で固定資産税がかかっていくという計算が出てございますので、こちらにつきましては額によって相当変わってくると思いますので、標準税率1.4%を課税標準額に掛けて求めるといった形で計算されて固定資産税がかかっていくというような状況ということでお話伺っております。
- 委員長 今のちょっと、事前に説明がないというところなんですが、これって何キロワット以上は説明が必要とかではなくて、全てにおいて説明が必要というか、苦情が来れば全ての業者に説明してくださいということで言っているということになるか、その辺どっちですか。
- 環境課長補佐 初めの段階で必ずどの業者にも事前に説明会を開いて説明をしてくださいとい う話になっております。にもかかわらず説明会をしていないという業者がいるという事 実でございます。
- 委員長 その点について、例えば今はそれはガイドラインでお願いという形になるんですかね。 条例をつくってそれを義務づけるということに関してはどうなんでしょうか。要するに、 今は、もし万が一やらないという方がいれば、それはお願いだからやらないままでも通

ってしまうということにはなりますよね。条例をつくって義務づけをすれば、それは違反することになるので、その先一定の拘束力というか、ストップを、歯止めがかかるかなとも思うんですが、その辺りはどのように考えていらっしゃいますか。あまり、条例をつくることでそこに拘束力を持たせることは意味がないのか意味があるのか。難しいですかね。我々が議論しなきゃならないのはそこだと思うんです。皆さんが条例に対してどう考えていらっしゃるかというところもあって、今課長から近隣のところもしっかり把握して勉強していますよということなんで、その中で今は那珂市においては必要ないということで、ご判断なんだと思うんですが、議会としては、その部分のトラブルを防ぐためにも条例をつくったほうがいいんじゃないかという観点から今議論をさせていただいているところなので、逆に言うと、今のようなところが条例をつくることで先に進めないような形にできるのか。仮に2件あったということで、そんなに多くはないですけれども、その辺りはどうなのかなというところがお聞きできると我々の議論も進むかなと思うんですが、どうですか。もし今あれでしたらば後日の回答でも構いませんので、一応。

- 副委員長 それに加えてもう一件なんですけれども、例えば周辺住民の方々が反対すれば、今の現状のガイドラインでは太陽光パネルを設置することが可能なのか不可能なのかというのはどうでしょう。事業者がやりたいということのほうが優先されるような形なんですかということなんですが。
- 環境課長 ガイドライン、お願いという形で強制力はございませんが、先ほど事前説明がないがゆえにトラブルになったという件もございまして、そういったところにつきましてはやはり指導してやっていただいたということもございますので、条例といいますか要綱、あとは県のガイドラインに沿ってやっていただければという形で、県のほうともお話をさせていただきながら進めていくという形で、お願いではございますが、先ほども、28年の件もやっていただくという結果に至ったものですから、まだやっていただけないという形がございませんので、そういった形ではガイドライン、あとは、ガイドラインの中にも何か苦情とかあったときには対応することという形で事業者宛てには決まっておりますので、そういった形で事業者のほうも分かって、ご理解いただきながらやっていただいているものだとこちらとしても考えておりますので、無理に進めていくという形は今のところ事業者のほうも取っていないと考えております。
- 副委員長 あくまでも話合い重ねて、事業者さんもちゃんとやってくださいよというお願いベースであるというのは理解しました。やはり駄目だということはできないというのもよく理解しました。ありがとうございます。
- 君嶋委員 やはり心配するのは、この近隣が最近は条例化を各市町村結構増えているんですよ、 茨城県内でも。そこで、那珂市は条例化をしていない、県のガイドラインに従って行う となると、もう逆にほかでは厳しいけれども那珂市ならばまだまだつくれるよという業

者さんがどんどん入ってくるんじゃないかなという心配もあるんです。やはり、住民の中にはもうパネルの町みたいに見られちゃっているというか、そういう不安もあるし、だから先ほどから言っているように、17年とか20年の間にはもっとトラブルがあったりとか、いつパネルが飛んでくるか分からないとかいろんな住民の不安も出てくるんで、やはりそこは一線ちょっときちっとした決まりを那珂市独自でもつくっていくべきじゃないかなと私は思うんですけれども、やはり今、この間もちょっといろんな市民の方の声を聞くと、自分の山林まで許可なく伐採されているとか、そういう話まで来ると本当にもうどこの業者が自分の山、山林に入ってきているか分からない状態でも来るんで、そういうトラブルがどんどん増えてくるんじゃないかなというのもちょっと心配があるもんですから、そういう方向では、やはりある程度一定の決まりも必要かなと私は思うんで、そういうところもちょっと検討していただければ思います。

環境課長 そうですね、一般質問等でもございましたとおり、調査研究、重ねて進めていかな くちゃいけないという形でご回答申し上げていますので、そうやっていければと思って おります。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

萩谷委員 先ほど来からトラブルのことで、今委員からもあったんですが、何か令和2年、3年になって急に雨水問題、雨水で用水路に流れ込んだとか、あとほかのところから流れ出したちゃったりとかいろいろありますけれども、そういう対応というのは大変難しいと思うんですけれども、この雨水はさっきの除草何かと比べて全然大変だと思うんですが、こういうときはどういう対応ってするんですか。

環境課長補佐 お答えします。

令和2年、この表の中で分かりやすく話すんですが、令和2年のほうに関しましては、場所が下江戸ということで、アフターフィットの建設中のお話です。建設中ですので、排水とか、敷地の中の集水というんですか、雨水をまとめる設備も整っていなくて、それが外に出てしまったということでの話なんですけれども、それに関しましては、アフターフィットのほう、技術者を呼びまして地元の方とお話をしていただきまして、詳しくちょっと分からないんですけれども、円満解決しているということでお話を受けているんですが。ちょっとアフターフィットが技術的にどういったことをしたのかというのはちょっと私のほうでは分からないんですけれども、あと、市のほうでは土木課が水道関係のほう立ち会って、そちらで話をして対応したという話で聞いております。

あとは、令和3年度のほうにあります、2年度のほうにもありますけれども、雨水が冠水して畑のほうに入ってしまったと。その逆のパターンで、畑が高いところにあって、畑が冠水、流れて、畑の土がそのソーラー施設の中に入っていくという逆のパターンもあったんですが、そちらはやはり業者と畑の持ち主同士で話し合って、畑の土が敷地のほうに流れてしまったほうに関しましては土留めをしてほしい、敷地の、ソーラー施設

のほうに土留めをしてほしいというお話をして、それは対応するというお話、業者のほうで回答しているという話です。その逆のパターンは、やはり道路も絡んでいることだったので土木課が入って、状況を見て対応したという話で聞いております。環境課のほうに相談は来ますので、環境課だけで処理できる内容ではなかったので、専門の土木課とか、また当事者を呼んで状況を説明してということを、環境課の立場としてはそこだけになるんですけれども、現状、今のところ同じところから同じような苦情が出ていないので、対応できているというふうに判断しております。

萩谷委員 先ほどアフターフィットからはちゃんと雨水の、私 2 回、3 回ぐらい視察して、大体それは分かるんですけれども、個人の場合は案外こういうトラブルが出やすいと思います。だからその辺もいろいろ、先ほど条例の話も出ていますが、いろいろ考えて、検討していただければありがたいのかなと思います。いろんなことが出てくると思うんですけれども、その辺も含めて検討していただきたいと思っています。

以上です。

委員長 そのほか、皆さん。

- 君嶋委員 一つ教えていただきたいのは、先ほどの話で、今年申請がある茨城女子短期大学の 東側、ふれあいセンターごだいの近くというのは大型の太陽光発電なんですよね。どれ ぐらいの計画。これ、山林伐採してパネルって。これ、業者って、この那珂市内でほか にもやっている事業所か。その辺をちょっと確認、教えてください。
- 環境課長補佐 すみません、ちょっと面積につきましては度忘れしてしまいまして思い出せないんですが、あの辺にある森というか林を全部伐採して大規模にパネルを設置するということで、その業者も大規模なパネルを設置するのはお得意としている業者でございます。
- 君嶋委員 あの地域って学校があって、本当に文教地区のような感じなんですよね。そういう地域でも、そこにちょうどこんもりと林があってというような感じのイメージをつくっているんですけれども、そこを全部伐採してもうパネルがずっと広がるということになりますよね。結構、景観も大分変わってしまうんじゃないかなと。そういう点も含めて、やはり景観も考えたやはり許可とか、そういうのも、どこでもありじゃなくて、やはりその辺も規制というか、検討するようにしていただければなと思います。やはり、もう本当に那珂市、林がほとんどなくなる、平坦なところはパネルになってきちゃうのかなと、そういうふうにも心配しますので、その辺も考えた、やはり、調査研究はするということですから、しっかりやっていただければ。私たちもそういう条例をつくるべきかなと、すごく考える場合もあるんで、その辺よろしくお願いします。
- 環境課長 おっしゃるとおり、そういった不安等あると思います。常陸太田市の条例のほうで、 やはり禁止区域と抑制区域ということで強化したところがございます。それにつきまし て常陸太田市のほうに伺いましたところ、禁止区域、抑制区域ともそういった景観とか

に関してですかとお伺いしたところ、いや土砂崩れ、そういった災害に関して、やはり住環境の安全が一番でございますから、そういったものに関しまして、山が多いということもございますので、土砂崩れに関してはそういった災害に関しての規制、禁止区域、抑制区域という形でつくったと伺いましたので、また景観ですか、景観条例とかいろいろありますけれども、そういった形でできればそういったところから、他法令のところから責められるというところもございますけれども、常陸太田市のほうでも、例として挙げますと、そういった災害のところとかを禁止区域と、抑制区域としているということでお話を伺ったところでございました。

君嶋委員 常陸太田市はそうですね、災害を、生命、財産を守るということでかもしれませんが、つくば市辺りは筑波山周辺、景観か何かでやはりそういうのも条例化したような話も聞いていますので、そういうのもちょっと調査していただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

委員長 議会としましても、やはり市民の声を受けて、太陽光発電に関していろいろとご意見 をいただいて、先日の議員と語ろう会でもご意見をいただいておりますので、やはり真 摯に向き合っていかなければいけないというふうには思うところでございます。その上 で、条例をつくることで何が規制できるのか。逆に、皆さんのほうもそうだと思います。 条例があったほうがいいところと、個人の権利を抑制するというところで、訴訟リスク を抱えるとか、いろいろプラスとマイナスがあるとは思うんですが、その中で議論して いくときには、やはり皆さんの率直な現状把握の意見と、そこに問題意識の中に対する 執行部の意見というのは必ず私は必要だと思いますし、それを受けて議会も真剣に議論 していかなければいけないというふうに思いますので、何回かこういったやり取り、こ ういう場でなくても引き続きやり取りは必要かなと思っておりますので、どうか今後と もよろしくお願いしたいと思いますし、環境課ばかりではなくて、多分今回資料を出し ていただいた農政課だったり土木課だったりというところも、この条例をつくることで 防ぐことができるのか、いや例えば農政課の森林法であれば県のほうであって、市は全 く関係ないから条例つくってもこの分には関係ないですよとか、そういう話もしていか なきゃいけないと思います。窓口になって環境課大変だとは思いますが、引き続きよろ しくお願いいたします。

本日はありがとうございました。ご退席いただければと思います。お疲れさまでした。 すみません、暫時休憩いたします。再開を11時10分とさせていただきます。

休憩(午前11時02分)

再開(午前11時10分)

委員長 では、再開いたします。

それでは、今執行部からご説明をいただいた内容、それ以外にも太陽光発電に関するご 意見を各委員からお伺いしていきたいというふうに思います。

どちらからまいりましょうか。私からという方いましたら。では、萩谷委員から順番に 回っていきまして、副委員長で、最後私という形でいきましょう。お願いします。

萩谷委員 先ほど皆さんのご意見、委員のご意見聞いていますと、大体皆さんはやはり条例はつくってほしいなと思って発言しているんじゃないかなと思っているんですけれども、先ほど君嶋委員からもありましたけれども、やはり景観なんかも大事だし、また災害についても大事だと思うので、できれば委員会としては執行部に条例をつくっていただくような方向でこれから進めて、お願いして、勉強していくことがいいのかなと思うんですけれども、ひとつ、私は那珂市としてつくっておけば少しは安心できるのかなという感じはしています。全体的にはいろんなクレームもありますし、対応していくためにも、今対応はしているとは言っていますが、どういう業者さんが出てくるかも分からないですし、基本的にやはりつくっておけば一番いいのかなと思っているんです。

以上です。

關委員 私も条例をつくったほうがいいと思いますが、やはり市の対応が、先ほどの環境課の 説明でも、これは土木課の範疇だとか、やはり課によって対応がまちまちになっちゃう というような、これデメリットなんでしょうけれども、だからどういう条例をつくって、 市の対応の一本化を図れるかという意味合いでも、やはりきちっとした、他の市町村、 現在つくられている17の市町村の条例も含めて検討して、那珂市の条例をつくったほう がいいのかなという感じがいたします。

以上です。

木野委員 私も条例をつくったほうがいいとは思います。さっきあった資料を見ていて、県のガイドラインを使ってということはありますけれども、結構この文言を見ると緩いんですよね。それを考えると、やはりしっかりと条例をつくって対応しないと、那珂市は本当にどんどん、さっき君嶋委員も言っていましたけれども、至るところにつくられているんで、やはりそうなると景観も本当に損ないますし、そういったことを考えると、やはりしっかり条例をつくる。關委員も言っていましたけれども、庁舎内でやはり窓口が全然一本化されていないというのが一番の問題だと思うんですよね。この部分は、この間の議員と語ろう会でありましたけれども、どこの部署に言っていいか分からないというのが現状で、私たちも実際のところこれは農政課なのか、これは環境課なのか、これは土木課だとか、実際分からないことが多いと思うんですよ。それを考えると、市で一本化するためにやはり条例をつくったほうがいいのかと思います。

以上です。

君嶋委員 先ほど執行部からのいろいろ説明もありましたように、その中でも太陽光施設がや はり那珂市内大分増加をしてきているということを考えると、今後自然環境への影響や 太陽光発電設置の適正な設置の仕方などもきちんと図っていかなきゃならないのかなということを考えていけば、条例化も必要ではないか。ましてや特に景観ということも踏まえて、今後いろいろ調査をしていくべきではないかなと思います。そういう中で、やはりちょっと先進地などの視察も含めたこともこの委員会で調査研究していけばいいのかなと思いますので、そういう意見です。

副委員長 小さなトラブルかもしれませんが、トラブルは確実にあるわけですし、あくまでもガイドラインというのはお願いベースである、その点を考えますと必要になってくる。また、あと君嶋委員の言うとおり、ほかの市町村で条例を制定して、那珂市ではないというと、やはり那珂市にも増えてくるのかなというのは考えます。また、いつも思うんですけれども、山林をあれだけ伐採して本当にクリーンなエネルギーなのかなというのもちょっと考えるところもありますので、本市においてもやはり何らかの規制、何らかの条例が必要になっているのではないかなと感じました。

以上です。

委員長 ありがとうございました。皆さんそれぞれにご意見いただきまして、おおむね皆さん やはり条例はつくるべきだというところかなと思いますが、私は正直なところ言います と、必ずしもそうだとは思っていません。条例をつくることが必要かどうかというのは もっと慎重にやはり考えなきゃいけないところだなと思います。例えば、今ご説明いただいた草刈りの問題とか、そういったところ、果たして条例をつくって規制ができるの かというところがあると思います。セットバックの問題についても、これはなかなか太 陽光発電に関する条例をつくって規制ができるところではないかなというところも思いますので、やはりもう少し慎重に、まず条例をつくることで何が防げるのか。例えば景 観ということもありましたけれども、そういったところで規制をかけることで那珂市に とってやはりメリットといいますか、そういったところがきちっとあるのかどうかというところはもう少し慎重に判断すべきかなというふうに思います。

その上でも、実際に条例をつくった自治体に行って、条例をつくったことで何が変わったのか、もしくは変わらなかったのか、その辺りもしっかりとやはり調査する必要があるんだろうなというふうに思います。市民が、市民の声として太陽光パネルに関して、いろいろなトラブルに関していろいろと意見があるというのは間違いないことですので、そこは真摯に向き合っていかなければいけませんが、もう少し私は深い議論が必要かなと思うところですので、つくるという結論は、どうかというのはこの先の判断になりますので、その前段階として今はやはり先進地というか条例をつくったところのまず視察を考えていくべきかなというふうに思います。

前からどこか視察をという話は出ていたところですけれども、今回資料として県内の条例の一覧も添付させていただいております。こういったところが候補地になるかと思いますし、もちろんほかの自治体、県外でも何か先進的なところとか、目的を持って条例

を制定して成果が上がっているようなところがあれば候補地の一つになるというふうに 思いますが、皆様どうでしょうか、視察地としてどこか、こういったところがいいんじ やないかというような情報をお持ちのところが今現在あれば、ぜひ挙げていただきたい と思うんですが。そうはいっても急には難しいところだとは思いますんで。

(複数の発言あり)

委員長 逆にあれですかね、目的を持ってやっていらっしゃるようなところとか、先ほどつく ば市とか常陸太田市とか出ましたけれども、いろんなケースで何か所か見られればというふうなところでよろしいですかね。

(なし)

委員長 では、視察地の決定については改めて12月の総務生活常任委員会で協議したいと思いますので、それまでにも皆さんのほうで何かこういったいい事例があるよとか、そういったご意見あればお伝え願いたいというふうに思いますし、ちょっと事務局のほうでも改めて候補地については候補地をちょっと選定といいますか、していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、視察については12月議会終了後、来年になるかなというふうに思いますので、 全体としてはそのようなスケジュールで進んでいくということもご了承いただけれとい うふうに思います。

そのほか、皆さんのほうから何かございますでしょうか。どんなことでも構いませんので

- 關委員 先ほどもちょっと出たと思うんですけれども、ソーラーパネルに関係なく、やはり現場主義だと思うんです。現場を確認しないというのがいろんな問題を、市の担当者から聞かれるんですが、例えば、さっきから委員さんいろんな住民の方の要望をいろんな課に要望して、道路だとか排水のいろんな要望を出していると思うんですけれども、私が経験する限り、短い議員生活で経験する限り、要望を出して、実現できないものはありますよね、大きな問題なんかもあるし。小さい問題で要望が通って、市のいろんな課の方がやっていただいたという経緯もあるんですが、残念ながらやりましたから見てくださいという市からの回答がないんですよ。私に、要望した人間、私以外にも。そういう、やはり現場主義が徹底されていればそういうこともなくなるかと思うんですけれども、もうちょっとそういう現場主義を徹底してもらいたいなというのが前々から思っていたことです。
- 委員長 今の話はこの太陽光パネルにとどまらず全体の話だと思いますので、今日は議長も同席していますので、今のご意見受けて何かしらのアクション起こしていただければと思います。

ただ、ここで今お話しして、太陽光の条例の話ですけれども、例えばそのような中で、 今關委員が言われたように、すぐに対応するべきだとか、現場にはちゃんと行って確認 をしてくださいねとか、定期的に太陽光パネルの状況は確認してくださいといった、条例以外の部分でも意見を出すということはできると思いますので、その辺りも併せて検討していければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほか何かございますか。せっかくの機会ですから、集まりましたんで。

君嶋委員 今の話の中で、議員としていろいろ要望があって、今回の太陽光でもそうですけれども、市民から意見があったら担当課に話、その後どうなったかは確認をまず自ら行って、やはり聞いたりして連携を取るというか、執行部と、担当課とそういう話をするのも必要と思いますから、どんどんその辺は自由にやってもいいんじゃないかなと思います。

委員長 ありがとうございます。

そのほか何か。よろしいですか。

(なし)

委員長では、本日はこれで終了したいと思います。

以上をもちまして総務生活常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会(午前11時22分)

令和4年11月30日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 冨山 豪